

# 暮らしと自治 くまもと

2022年9月号

第191号(通巻254号)

NPO法人 くまもと地域自治体研究所  
熊本市中央区神水1-30-7 コモン神水  
TEL & FAX 096-383-3531  
<http://k-jitiken.blogspot.com/>  
メール : km-tjk@topaz.ocn.ne.jp

## 安倍元首相の「国葬」に反対する

大阪大学名誉教授 猪飼 隆明

## (一)

「『国葬』って、国がお仕舞って、いうことか」という川柳をどこぞかで読んで、うまいこと言うなと感心した。いま「国葬」といっても、ピンとこない人が多いと思う。

最初に確認しておかなければならぬことは、「国葬」と言るのは、王政を布く國だとか、專制國家、あるいは專制國家に向かう國が、國民統合を謀るために行う大掛かりな儀式であるということである。日本で「国葬令」が公布され、天皇・皇族のほか「國家に偉功」ある者の死を「国葬」とするとしたのは、大正15〈1926〉年10月で、大正天皇の死が近いことを見越してのものであるが、大正デモクラシーの風潮の中で、労働運動や小作争議が頻発し、さらに社会主義運動の進展が見られ始めたことに恐怖した政府は、その前年に普通選挙法と抱き合わせで治安維持法を制定公布し、社会主義はもちろん、民主主義的、自由主義的運動の弾圧に本格的に乗り出したのである。

天皇はその年12月25日に亡くなり、その大喪=国葬は翌年2月7日に行われた。この時の13万人余に上る大赦、4万余人の減刑は、新天皇裕仁への国民精神の統合を目指して行われた。その新天皇裕仁の下でやがて15年戦争が遂行され、アジア・太平洋戦争へと進んだのであるが、海軍大将東郷

平八郎（1934年）、元首相西園寺公望（1940年）、そして海軍大将・連合艦隊司令長官山本五十六（1943年）の国葬が、それぞれ日本と日本軍の進路に意味をもたされたことは言うまでもない。そして、ついに77年前の8月15日に、敗戦を迎えたのである。

## (二)

岸田内閣は、この「国葬令」は1947年に失効し、国葬そのものに法的根拠がないにもかかわらず、安倍晋三元首相の国葬を閣議決定した。その理由を、①憲政史上最長になる8年8か月にわたり、内閣総理大臣の重責を担った、②東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を残した、③外国首脳を含む関係社会からの高い評価、④選挙中の蛮行による急逝、を挙げている。

そのうち④の、「蛮行」については、筆者も、それを些かでも容認するものではない。しかし、その行為の根拠とされつつある旧統一協会（世界基督教統一神靈協会、現・世界平和統一家庭連合）との関係は、安倍内閣の評価に深く関わるものである。

安倍元首相の祖父岸信介、笹川良一、児玉誉士夫らが、協会が韓国で作った国際勝共連合が、朴正熙軍事政権とKCIA（韓国中央情報部）を支えて



安倍元首相の「国葬」に反対する	猪飼 隆明	1
申し入れと世論に押され、統一協会系イベント後援を熊本県が取り消す	山本 伸裕	3
2・4・5T剤埋設問題について	山本 伸裕	3
芦北町の農業、林業、漁業を見て、対話して分かったこと	中村 正雄	6
地方財政と消費税について	山本 隆憲	9
読者のひろば	川上 和美	11
コラム 肥後の散歩道（北岡秀郎）・イベント・注目の書籍紹介		
・編集後記		12

活動しているのに注目して、67年に本栖湖畔に協会の開祖文鮮明を招き、勝共連合の日本導入を決めたのである（ジャーナリスト・柿田睦夫氏）。以来、協会は自民党内部に深く入り込み、その選挙の応援と、反共謀略宣伝・街頭活動を行い、一方日本国内に信者を獲得して靈感商法等で年間数百億円を集めて韓国に送らせた。有名歌手らが参加して話題になった92年の集団結婚には中曾根元首相が祝電を送っている。この年に入管法で入国資格のない文鮮明が法務大臣特別許可という超法規的措置で入国したが、これを法務大臣に斡旋したのは金丸信自民党副総裁であった（柿田氏）。

政府の、この法を無視した、より重大な措置が、安倍政権によって行われたのである。それは協会の名称変更の認可である。今回の安倍襲撃の山上容疑者の母親が多額の献金のすえ破産宣告を受けたのは2002年であると言うが、悪徳商法・反社会的活動についての苦情が相次ぐなか、捜査当局が09年ごろから全国で靈感商法を摘発し、協会のダミーの印鑑販売会社社長を逮捕するなどした。協会は、自らの組織の名称を変更することで同活動の継続をはかったが、文化庁は組織をそのままにしての名称変更は認められないとしてそれを拒否してきた。しかし、2015年安倍内閣は、下村文科相の下であっさりと名称変更の申請を認めたのである。そして、新たな名称の下で反社会的活動は継続されているのである。

### （三）

では、安倍内閣は国民と日本の将来にとって有用なことをやってきたか。第1次安倍内閣は、発足直後から「政治とカネ」をめぐる不祥事続きで、本人の病気を理由で1年で倒壊したが、この間に教育基本法を改悪し、防衛庁を防衛省に格上げするなど日本国憲法を踏みにじる政治を行った。12年12月に返り咲いた安倍政権は、20年9月に菅義偉に政権を渡すまでの間何を行ったか。直ちに思い出すのは、共謀罪（改正組織的犯罪処罰法（17年6月の第193回通常国会で成立）である。

次は何といっても、安全保障関連法制定の強行である。これは、国際平和安全支援法を新設し、自衛隊法・PKO協力法・重要影響事態安全確保法などすでにある10の法律を一まとめにして平和安全法制整備法としてまとめたもので、集団的自衛権の容認、自衛隊の活動範囲や使用可能な武器の拡大、有事の際国会の審議を短縮して自衛隊の派遣を容易にすること、在留邦人の救出米艦保護を可能にすることなど、要するに日本を戦争できる国にするための法整備を目的としたもので、15年

9月に、強行成立させた。筆者を含め市民と野党の共闘の力で反対運動を展開したが阻止できなかった。

### （四）

しかし、筆者がとくに深刻な事態だと思うことは、08年6月の福田康夫内閣時に作られた国家公務員制度改革基本法による内閣官房への内閣人事局の設置である。それまでは、内閣総理大臣が国務大臣の中から「各省の長」（行政機関の長）である各省大臣を命じ（国家行政組織法5条1項）、各省大臣が、各行政機関の組織と人員を駆使して個々人の適性と能力を評価し、末端に至る人事を実施する（国家公務員法55条1項）、そのため、内閣総理大臣や国務大臣などの政治家が実際に差配できる人事は、せいぜい副大臣や大臣政務官、内閣官房副長官や内閣総理大臣補佐官などに限られ、各省の事務次官を頂点とする一般職国家公務員（いわゆる事務官）の人事については、事務官の自立性と無党派性（非政治性）にも配慮して、政治家が介入することは控えられてきた。

ところが、各省の人事をすべて事務方に握られては、政治家は官僚の傀儡になりかねず、縦割り行政の弊害も大きくなるとの思惑から、各省の幹部人事については内閣総理大臣を中心とする内閣が一括して行い、政治主導の行政運営を実現することが構想され、08年国家公務員制度改革基本法が制定されたが、紆余曲折、省庁間の調整を経て、2014年6月安倍内閣の下に人事局が設置されたのである。要するに省庁の人事を内閣人事局が一元管理するシステムが、安倍内閣のもとで出来、これにより審議官級以上の約600人が、この制度の対象となったのである。この批判を許さない人事支配によって、安倍長期政権が実現し、権力の私物化が当たり前の状態になったと言っても言い過ぎではない。

「モリ・カケ・サクラ」の疑惑、財務省の記録の改ざんと隠ぺい、その中で苦悩しての赤木さんの自殺。この問題も内閣府による人事の掌握という問題を抜きにしてはあり得ない。佐藤栄作元首相の国葬を、「法的根拠が明確でない」と退けた内閣法制局は、安倍「国葬」には、内閣設置法第4条という理由にならない根拠を示して、国葬を認めた。同局は法の番人ではなく政府の番人になり下っているのである。

安倍元首相の国葬は、その決定のプロセスとともに、国民の思想・良心・内心の自由を侵す、まさに「国の御仕舞」にも相当する行為である。

## 申し入れと世論に押され、 統一協会系イベント後援を熊本県が取り消す

熊本県議会議員 山本 伸裕

反社会的カルト集団である旧統一協会（世界平和統一家庭連合）と、政治・行政とのつながりに、いま批判の目が向けられています。

旧統一協会は、物品を高額に売りつける「靈感商法」や「集団結婚」、多額な献金などが大きな社会問題となっていました。彼らは正体を隠すため、様々な団体を名乗ってイベントや慈善活動などを展開し、信者勧誘をおこなっています。

世界平和や日韓友好をかけ、若者を中心に自転車で全国を走る「ピースロード」もその一つです。旧統一協会の関連団体「天宙平和連合」（UPF）が、統一協会の創始者である文鮮明の死去一年を追悼する記念行事「ピースバイク」として2013年から始めました。翌々年には「ピースロード」と改称。協会色を薄めるために地元の国会・地方議員を実行委員に取り込み、自治体に「後援」を求めるなど、公益イベントであるかのようなお墨付きを得ることに彼らは腐心していました。

今年の熊本県ピースロードの実行委員会メンバーを見ると、副実行委員長に岩下栄一、橋口海平県議（ともに自民党）、実行委員には木原稔、西野太亮衆院議員、馬場成志参院議員（以上自民）、小野泰輔衆院議員（維新、元県副知事）ほか、多数の議員が名を連ねています。そして熊本県と11市町、1町の教育委員会が後援をしています。副実行委員長には元県教育長、共同実行委員長には

旧統一協会の熊本教区長、事務局次長に国際勝共連合の県代表、実行委員メンバーにも複数の旧統一協会関係者が名を連ねています。まさに旧統一協会と、自民党を中心とした議員が一体となり実行委員会が組織され、そのイベントを自治体が後援しお墨付きを与えていました。

日本共産党は熊本県に、ピースロード後援に至った経緯を聞き取り調査し、7月29日には後援を取り消すよう申し入れました。熊本県は当初、「後援をしない根拠が見いだせなかった」などと弁明。それに対し私たちは「反社会的カルト集団である旧統一協会系イベントを、どうして熊本県が後援できるか」と指摘し、すぐに後援を取り消すよう求めました。

申し入れが報道されると、県民から「よく追及してくれた」「協力している自民党議員や県はけしからん」などの声が寄せられました。また熊本県にも、多数の抗議や問い合わせの電話があったといいます。そんな中で熊本県は8月2日、今年のピースロード後援を取り消した、と発表しました。他の自治体なども次々後援取り消しを発表しています。

新たな被害を生み出さないためにも、旧統一協会の実態や政界との癒着を、今後も徹底的に解明していくことが必要です。

## 2・4・5T剤埋設問題について

熊本県議会議員 山本 伸裕

### 2・4・5T剤とは

2・4・5T剤とは、ベトナム戦争で米軍がまいた枯れ葉剤の成分となる薬剤です。枯れ葉剤はベトナムの森林を死滅させ、残留するダイオキシンは、下半身がつながった状態で生まれたベトちゃん・ドクちゃんにみられるような、強い催奇性の毒性（発生途中の胎芽や胎児に影響を与え、形態的な異常を生じさせる性質）を持つことが明らかになりました。

ベトナム戦争時、2・4・5T剤の中間製品の

製造が、三井東圧化学（現三井化学）の大牟田工業所で行われていることが国会で暴露されると、「ベトナム戦争で使われているのではないか」との疑惑が広がりました。林野庁はそのころから2・4・5T剤を「除草剤」として活用し始めました。

河村宏氏著「毒物ダイオキシン」（「技術と人間」出版）によると、2・4・5T系除草剤は多数の林野労働者に様々な健康被害を引き起こしたとされています。当時、全林野労組が除草作業に従事した労働者に実施したアンケート調査では、

頭痛、嘔吐、全身倦怠感、発汗過多、皮膚炎、肝機能障害などが高い確率で出現していた、と記されています。また除草剤散布地周辺の住民にも、皮膚炎や手指の間隔の麻痺、心臓が苦しい、めまい、下痢など様々な症状の訴えがあったといいます。

「2・4・5Tは塩のようなもので人畜には影響ない」と強弁する林野庁に対し、全林野労組は2・4・5T系除草剤の使用反対運動を展開します。署名活動や住民運動、シンポジウム、中央交渉などを重ね、1971年4月によく林野庁は使用中止を表明しました。ベトナムでの枯れ葉剤作戦が中止されたのと同時期のことでした。けれども林野庁は、健康被害については「一件も報告されていない」と、いまだ被害を認めず補償もしていないという実態があります。

### 行き場を失い埋設された薬剤、不安視する声から調査へ

使用中止に伴い、大量に不要になった薬剤が行き場を失い、全国54か所の国有林に埋められました（別表）。埋設方法については、2・4・5T剤をセメントと土に混ぜてコンクリート状にし、300kgを上限として一つの塊にし、地下1メートル以下の地中に埋めた、とされています。

日本共産党の田村貴昭衆院議員が2018年12月に衆院農林水産委員会でこの問題を取り上げ、撤去と無害化処理を求めました。この時の林野庁の答弁は、「昭和46年に埋設をして50年になる現在に至るまで異常が確認されておらず、土中で安定した状態にある」というもので、撤去への政府の消極的な姿勢が浮き彫りになりました。

ところが、近年の気候変動により豪雨災害が頻発。埋設地の近隣でも土砂崩れが発生するなど、安定的な埋設状況を不安視する声が自治体などから上がるようになりました。またもう一方では、埋設されているコンクリート塊の経年劣化を懸念する声も高まります。コンクリートの耐用年数は50年と言われており、仮にこれまで安定した状態で薬剤が埋設されていたとしても、今後コンクリート塊が劣化・破損し、猛毒が流出するという重大事故が発生しないとも限りません。実際、2020年豪雨では、芦北町の埋設地から1kmしか離れていない場所が崩落しました。NHKでもこうした問題が特集番組で取り上げられ、全国の住民に衝撃を与え、不安の声が大きく広がりました。

世論や田村議員の追及にも押され、ついに林野庁は2021年11月、埋設されている2・4・5T剤

を安全に取り出し、無害化処理するための手法を検討するため、外部のコンサルタント会社に委託し、全国4か所の埋設地をモデルケースとして、調査を開始することを明らかにしました。

私は2月14日、田村衆院議員、福田慧一市議らとともに、全国4か所の抽出調査箇所の一つである宇土市の埋設地に入り、現状を調査しました。

宇土市には2,055kgの塊が埋設されています。現地に行って驚いたのは、埋設地が古くから名水として知られる轟水源の近くであったことです。上水道の水源も水脈を同じくしています。1984年、愛媛県宇和島市で、埋設されていた2・4・5T剤の原液が流出し被害を出すという事件がありましたが、万が一にも、市民が利用している生活用水への影響が及ぶということがあっては許されないと強く感じました。

宇土市の埋設箇所の場合、林野庁がレーザーを当てて地中の埋設物を確認したところ、深さおよそ2メートルのところに幅2.5メートル、長さ10メートルの塊が2列並んで埋まっていることが確認された、とのことでした。つまり林野庁の資料に記されていた、「一つの塊の上限300kg」との処理指示が守られていないことが明らかになりました。田村貴昭衆院議員の調査によると、指示に違反した状態で埋設されている箇所は、全国で20カ所にも上るといいます。鹿児島県屋久島には3,800kgもの2・4・5Tが埋設されていますが、単に穴を掘って薬剤をそのまま投入し、上から土をかぶせてコンクリートで蓋をしただけだったということがわかっています。ずさんな埋設が各地で横行していたとするならば、被害が広がらないうちに、一刻も早く安全に撤去しなければならない必要性に迫られていることは当然です。

宇土市の埋設箇所の調査を踏まえ、田村衆院議員は2月17日に衆院予算委員会分科会で質問に立ちました。答弁した天羽隆林野庁長官は、「埋設除草剤の撤去を念頭に取り組む」と、全国46カ所の埋設地すべてを対象として撤去に取り組むことを、公の場で初めて回答したのです。現地に足を運んで調査した実態に基づき、鋭く追及する田村議員の国会論戦と、撤去を求める国民世論がついに政府を動かしました。

その後、私は熊本県内の埋設箇所の調査を、地元の市町議員らと行いました。芦北町では坂本登町議と、そして水脈が熊本県人吉市側に流れ込んでくる鹿児島県伊佐市の埋設箇所を本村令斗市議と、熊本市の埋設箇所を上野美恵子市議、山部洋史前市議とともに調査しました。

4月、林野庁は埋設された塊について「技術的に安全な撤去作業が可能」と結論付けた調査結果を発表しました。まずは調査した4カ所で先行して撤去し、順次全国の埋設地についても撤去を進めていく、と言います。

## 後世に生きる人たちの未来を守る

ただ、これで問題が解決したわけではありません。一つは撤去費用の問題です。もちろん埋設量や埋設の様態によって費用は大きく異なりますが、林野庁は少なくとも一ヵ所当たり一億円以上かかるだろうと見積もっています。住民の安全にかかわる問題であり、早急に撤去が実現するよう、しっかりと予算が確保されるよう求めていく必要があります。そして当然ながら、撤去作業中に万が一にでも、わずかにでも猛毒ダイオキシンが環境中に放出されてしまったり、運搬・処理する作業者や近隣住民に被害が及んだりすることがあってはなりません。田村衆院議員は、調査による技術的知見、掘削、撤去、無害化処理のプロセス、着手に向けたスケジュールを自治体や周辺住民に周知することを要求しています。私たちもしっかりと監

視し、報告を求めていかなければならないと思います。

そして付け加えるならば、撤去された後も「これで安心」というわけにはいきません。前述した愛媛県宇和島の流出事故では、埋設地の2m下の岩盤からも230ppmの2・4・5Tと、15ppbのダイオキシンが検出されています（1ppb=0.001ppm）。米国の基準では、ダイオキシンが1ppb以上検出されれば人は住めない、とされています。林野庁が説明していた通り、「土中で安定した状態にある」というのなら、なぜ地中深くにこのような高濃度のダイオキシンが検出されているのでしょうか。私は、埋設物が撤去されたのちも、その周辺の土地の土壤調査や水脈の水質調査について、一定期間実施を継続することが必要ではないかと考えます。

2・4・5T問題は決して過去の問題ではありません。国策により、国民の健康・安全がないがしろにされた事件は枚挙にいとまがありません。命を尊重し、環境を守る政治を進め、後世に生きる人たちの未来を守ることが私たちの務めであろうと考えます。

### 2. 4. 5-T系除草剤の埋設箇所 NO. 1

番号	森林管理局	森林管理署等	埋設箇所の所在地		埋設量	
			道・県	市町村	乳剤(kg)	粒剤(kg)
1	北海道	空知	北海道	夕張市	600	
2	北海道	網走西部	北海道	遠軽町	90	
3	北海道	十勝西部	北海道			
4	北海道	十勝西部	北海道	音更町	0.5	
5	北海道	十勝西部	北海道	清水町	0.5	
6	北海道	根室西部	北海道	標茶町	9	
7	北海道	十勝東部	北海道	本別町	0.5	
8	東北	<金木>	青森県	中泊町	1,220	
9	東北	<久慈>	岩手県	久慈市	200	
10	東北	<久慈>	岩手県	野田村	440	
11	東北	盛岡	岩手県	垂石町	3,940	
12	東北	三陸北部	岩手県	岩泉町	1,095	
13	東北	三陸北部	岩手県	宮古市	375	
14	東北	岩手南部	岩手県	西和賀町	20	
15	関東	会津	福島県	会津坂下町	455	
16	関東	吾妻	群馬県	東吾妻町	1,080	
17	関東	利根沼田	群馬県	昭和村	45	
18	関東	(山梨)	山梨県			
19	中部	(愛知)	愛知県	設楽町	1,095	
20	中部	(愛知)	愛知県			
21	中部	岐阜	岐阜県	下呂市	45	
22	中部	岐阜	岐阜県	下呂市	2	
23	近畿中国	広島北部	広島県	庄原市	374	
24	四国	愛媛	愛媛県			
25	四国	愛媛	愛媛県	久万高原町	18	
26	四国	愛媛	愛媛県	宇和島市	252	
27	四国	愛媛	愛媛県	松野町	72	
28	四国	四万十	高知県			
29	四国	四万十	高知県	四万十町	648	
30	四国	嶺北	高知県	いの町	72	840
31	四国	嶺北	高知県	大豊町	360	180
32	四国	安芸	高知県			
33	四国	四万十	高知県	土佐清水市		—

番号	森林管理局	森林管理署等	埋設箇所の所在地		埋設量	
			道・県	市町村	乳剤(kg)	粒剤(kg)
34	九州	佐賀	佐賀県	吉野ヶ里町		945
35	九州	長崎	長崎県			
36	九州	熊本	熊本県	熊本市		1,295
37	九州	熊本	熊本県	宇土市		2,055
38	九州	熊本南部	熊本県	芦北町		180
39	九州	大分西部	大分県			
40	九州	大分西部	大分県	別府市		75
41	九州	宮崎北部	宮崎県	日之影町		300
42	九州	西都兒湯	宮崎県	西都市		2
43	九州	宮崎	宮崎県	宮崎市		990
44	九州	宮崎	宮崎県	宮崎市		270
45	九州	宮崎	宮崎県	小林市		120
46	九州	宮崎	宮崎県	小林市		45
47	九州	<都城>	宮崎県	都城市		86
48	九州	宮崎南部	宮崎県	串間市	20	
49	九州	大隅	鹿児島県	肝付町		30
50	九州	鹿児島	鹿児島県	湧水町		1,200
51	九州	北薩	鹿児島県	伊佐市		345
52	九州	北薩	鹿児島県	伊佐市		375
53	九州	鹿児島	鹿児島県	南九州市		445
54	九州	屋久島	鹿児島県	屋久島町		3,825
合計					1,835.5	24,982

注 ) 1. 埋設量は、埋設当時の処理量。

2. 森林管理署等欄中の<>は支署、( )は管理事務所。

※「埋設箇所の所在地・市町村」「埋設量」の欄をマスク加工している8カ所は、既に撤去された場所であることから、林野庁に確認の上、田村貴昭事務所が加工。

※黄色強調は、1971年4月6日林野庁長官通達(46林野達第303号)の「1カ所に埋め込む量は300kg以内とすること」又は「10倍量程度の土壌とよく混和したうえ、セメント1、水0.6、土壤4~5の重量配合で練り合わせ、コンクリート塊としてビニール底の上に埋め込む」の指示に違反する埋設方法で埋設されている箇所について、林野庁に確認の上、田村貴昭事務所が加工。

# 芦北町の農業、林業、漁業を見て、対話して分かったこと

農業・農村政策研究会 中村 正雄

農業・農村政策研究会は、自然と共に存しながら第一次産業が継承されていく、持続可能な地域づくり、まちづくりを実現するために、取り組み事例を元に調査研究をしている。本年度から、農村・山村・漁村の現地へ出向いて活動を始めた。

その第二弾は、芦北町へ研究会メンバー6名により1泊2日の訪問調査をした。また今回は自治研会員で芦北町議の坂本 登さんに、漁業関係者の方たちとの対談および役場担当部署との会議の場を設営していただき、貴重な話と現場を見ることができた。同行もしていただき、地域の会員との交流もできた充実な研修会となった。

## 1. 伝統の“うたせ漁”の衰退

“海の貴婦人”で伝統漁法を体験・・・こんなキヤッチが観光うたせ船の紹介にあった。

「幕末の頃から芦北地方に伝わる伝統漁法・うたせ網漁。海底に降ろした底引き網を、海風にまかせて帆船で引いていきます。自然の力を利用した、のんびりとした風情のある漁で、捕れるのは主にクルマエビ、カニ、シャコ等です。真っ白い帆に潮風を受け、海面をゆっくりと滑るように進む、うたせ船。『白いドレスをまとった海の貴婦人』という異名を持つこの船は、今や不知火海のシンボルとなっています。」(説明文引用)

対談の漁業者から「80隻以上あった『うたせ船』は、今では8艘にまで減少し、後継者はいなくなつた。もはや回復の見通しはない」と深刻な説明があった。原因を聞くと、「漁港周辺がコンクリート護岸をはじめ人工物化で、自然の循環が変わった」「地球温暖化で海の環境が変化」「決まりを守らない者の乱獲」などで収穫量が激減し、漁業としての魅力がなくなり、担い手がいなく、高齢化も進んでいき、船がどんどん少なくなつていった。「現場を見ればすぐわかる」と二人の漁業者に案内された。

### 藻が育ち、魚が育つ漁港は破壊

まず漁港の埋め立て地に行き、その最先端から眺めた。そこには、黒い袋に入った土砂が、広場一面に置かれていた。2020年7月豪雨時に流れてきた土砂を掬い上げたものらしい。

かつての広い砂干潟は埋め立てられ、コンクリートで基礎固めされていた。先端には海に向かって



700メートルもの長い堰堤が伸びていた。干潟を川の延長として土砂を沖に流すために作られた。漁業者の方たちは「かつては藻が育ち、魚が育つ場だったのに、破壊されてしまった」と嘆きがでた。

車で山に登り、山上から、漁場全体を眺めた。湾周辺が全てコンクリートで固められて、魚の育つ自然の場所を奪ってきた「建設」の跡を確認できた。700メートルの長い堰堤は湾を大きく分断していた。川から流れ込む水や泥にはたくさんの栄養分が含まれており、潟となり貝やシャコ、エビなどがよく育ち、湾岸には魚が卵を産み育てる場所、休息する場所があったのに、人工物が遮断し自然環境を大きく変えていった光景を理解できた。

### 災害対策の在り方

2年前の豪雨災害がひどかったように、安心安全のために、災害のたびにコンクリート護岸化が進んできたようだ。災害対策最重視だけで進むのではなく、こうした対策協議の場に生活や産業につながる自然環境の保護の観点で意見を言える認識者を入れながら、検討していく形にならないと、今後もこうした自然環境が犠牲になる光景が広がっていく。国や県の縦割りの弊害をなくしていけば、解決の光も見えてくるだろう。

## 2. 新しい林業の仕組みとして注目される「自伐型林業」

「衰退産業」とまで呼ばれる林業。しかし歴史を振り返ると、日本はもともと自伐型林業が栄え、戦後復興で全国の山林から市場に木材を提供してきた。それでも木材不足で補うため1964年に政府が木材輸入全面自由化を始めた。それに対抗して

国内の森林組合は林業の大規模化に踏み切った。森林組合や伐採業者などの「施行委託型林業」である。山林にたくさんの人員と大型機械を導入し、大量伐採する新しいスタイルを確立していった。

しかしその後は、国内での住宅様式の変化などで木材需要が落ち込んでいき、全国の山林で赤字が発生していき、林業就業者も減っていった。少ない人員で山を管理しなければならなくなり、全伐や切り捨て間伐、山林放棄などが頻発し、「環境保持」の面でも持続的森林経営ができるない山林が増えてきた。

### 「自伐型林業」とは

林業の課題である「採算性」と「環境保持」を両立できて持続的経営ができる林業のスタイルとして再度注目され出している。「林業専業」にこだわるのではなく、中山間地域という特性を生かした農業との兼業、地域の異業種と組み合わせた六次産業化など森林の多目的活用化が期待できる。それに合わせて若年層からリタイア層、障がい者就労など幅広い層の人が林業に就業できるチャンスがあるため、自伐型林業の動きは全国で始まっている。

芦北町の南部、山沿いに入って古石地区の自伐林家を訪ねた。100年杉、100年檜の繁る所有林にまず案内された。木は年数がたち、大きくなれば、なるほど良いというものではなく、用途によって値段も決まってくる。百年杉の下、間伐した跡に幼い杉の木が植えられていた。間伐して搬出するための林道は、小型重機と運搬がセットになった小型重機が行き来できる狭い幅であるが、どの位置からも間伐し運び出されるように整備されていた。



### ビジネスモデル

山を下りて、自伐型林業で間伐された木材100%の新築住宅に訪れた。民家伝統構法の大梁や根曲がり材が見え、外壁も内壁もふんだんに杉板が使用され、屋根部分の断熱材も大鉋屑を袋に詰めたものを敷き詰めていて全体に木の香りが「自然の中の心地よさ」を感じさせる家であった。奥様

によると梅雨時期でも家の中がジメジメしていないのは、断熱材の鉋屑や板壁などが水分を吸うからではないかと快適話を話された。この「木材100%の新築住宅」こそが、自伐型林業のビジネスモデルであった。木材100%にこだわる「設計事務所」を中心に共感する「製材所」と「自伐林家」の三者の協力の元で形成されていた。

ビジネスモデルの流れは、設計事務所が、木材100%注文木造住宅として顧客を求め、間取り等の設計により合意され契約となる。それを元に木材のサイズ・本数が自伐林家へ連絡があり、見合う樹木を探し、間伐計画を立てる。そして住宅注文の家族を山林に呼び、住宅木材となる樹木の「伐採式」に立ち会ってもらう。自分の家への愛着心が高まるとともに、樹が育った自然への感謝、自然を守っていくことの大切さを家族の特に子ども達の心に残ることは、地球環境を守っていく中で、大きな出来事になると思った。

このビジネスモデルは、現行林業の課題となっている「採算性」と「環境保持」を両立する持続的森林経営ができる。ぜひ全国展開していく国内林業の復活と森林環境の整備を進めていきましょうと提案した。しかし「簡単ではない」との返事だった。



### 自伐型林業の課題

まずデフレが続く中で、安価志向のハウスメーカーの増加。そんな中で中心的な動きをする設計事務所の登場が少ない。次に自伐型を継続していくための広い面積。2割以下の間伐を繰り返す事により、残った木を成長させ約10年後に次の間伐をし、面積当たりの材積や材質をアップさせるという展開方法を続けていくが、広い面積を集約する際に山の所有者の理解が乏しく許可がおりない、適した森林面積を確保ができないという事例も多い。訪問した自伐林家は親から相続した山林が20

0へクタールがあったので独自で始められた。また森林組合とのコミュニケーションのむずかしさや森林経営計画を立ててある地域では行政からストップがかかってしまうケース等もある。

こうした課題解決には、需要側の考えが変わっていくことの重要性を感じた。「採算性」と「環境保持」を両立する自伐型林業を理解し、住宅建設を考えている人を増やしていくこと。併せて個人住宅だけでなく、学校や子供関係施設など公共施設に、自伐型の地元材を使用する支援活動が行政にあれば、拡散効果も出てくると思った。

### 3. 「終農者」から「就農者」へ農地をバトンタッチ

(マイナビ農業HPより引用)

「水俣・芦北地域は、全国有数のデコポン・甘夏の産地です。しかし、3年前の調査で『20年後の生産量54%、農家数47%』という衝撃的な未来予測が出たそうです。『このままではダメだ。なんとかせんといかん』という思いに突き動かされ、JA・各市町・県で組織する芦北地方農業振興協議会に新たな担い手確保プロジェクトチームが発足しました。他県から移住者を募り、多角的な新規就農支援が本格的にスタートしました。同協議会では、最長2年間の研修受け入れと就農後のサポートを行う新規就農支援制度を設けています。」

#### 行政との懇談会

役場職員の方が自信たっぷりにプロジェクトチームの説明をされた。芦北地方農業振興協議会の組織がしっかりとしているなあと感じた。スタートはどこから始まつたのかとの質問に「JAあしきたからの提案です。協同組合が主動で動くので行政も支援しやすく、全体が活発化している」と言われた。

説明の中で一番響いたのが、「就農1年目から収益を得られる」内容だった。ポイントは「終農者」が終わりきって渡すのではなく、現役中に走りながらバトンタッチしている点。そのためにデコポン部会では、終農を考えている農家と話し合いの場を大切にしている。今でも候補の農家が数件待機しているとのこと。そして就農者はこれまで計6名だが、定着率は100%だ。収益が見えていれば、移住もしやすいし生活も安定し、定着へつながっている。現在は、デコポン部会のみだけど、他の作物の部会ごとに広めていく予定のこと。ぜひ全国の見本となるように成果を出していってほしい。

#### 漁業と林業への展開は

農業だけでなく、漁業や林業にこのプロジェク

ト活動を展開していく考えはあるかを質問した。「行政もぜひ進めたいが、今回のデコポン事例から、森林組合や漁業組合から動き出さないと行政だけだと続かないと思う」

漁業を復活させる策の提案もした。コンクリート護岸の一部でいいから、元の自然状態に戻す工事をして、どんなどれくらいの好効果が出るか、テストしてみたらどうか。以前から芦北高校が藻を復活させようと取り組んできており、全国で取り組み発表もしてきた。しかし、豪雨で流れてきた土砂で壊れてしまった。また護岸の一部であっても、県との関係があり町単独でできることにも限りがある。

#### 最後に

「山林」～「農地」～「漁港」は繋がっており、一つだけ良くても、一つが悪くても、その影響は及んでくる。自分たち業界のことだけでなく全体を見ながら計画し施行していくことが大切。それには行政が中心となり、全体を俯瞰し関係ある人たちの声が盛り込まれて事業を進められるようになれば、当研究会が目標とする、自然と共存しながら第一次産業が継承されていく、持続可能な地域づくり、里づくり、まちづくりが広まっていくだろう。

また、子ども達がコンクリートで固められた川や漁港が、当たり前の光景として、刷り込まれていくことの懸念も出てきている。本来の姿または昔の姿をしっかりと伝えていくことも大切である。

今回は、農村・山村・漁村を同時に見ることができ、その関連も再認識し学ぶことができた。現地視察のよさを実感できた。計石地区では漁業者2名の方たちが残念でならないと熱く語られ、予定の1時間を大幅に超過して2時間に及んだ。大石地区の自伐林家宅でも1時間以上、町役場でも1時間が2時間近くになり、皆さんと熱い対話ができた。

役場担当課の皆さんとの対応も話の内容もとても紳士的で、農林漁の皆さんに寄りそった考え方や行動されているのが好感度高く伝わってきた。また初めての1泊2日で、夜の懇親会では、昼間の話を語り合いでなく、大きくて美味しい焼き鳥や変わったお酒の器などの話題で盛り上がり楽しい思い出になった。



# 地方財政と消費税について

財政部会 山本 隆憲

くまもと地域自治体研究所の当面する調査研究課題の一つである「地方財政と消費税」について検討し、以下のとおり中間的な報告を行います。

最初に、天下の悪税と呼ばれている消費税について、消費税の本質に触れた記載のある文献をもとに、消費税とは一体何ものなのかについて考えてみました。

## 日本の消費税は付加価値税

日本の消費税が「消費」に課税する税であるのか、「付加価値」に課税する税であるのかという問題があります。「消費」は消費者が行うものであり、一方「付加価値」は事業者が生み出すものです。消費税創設当時の大蔵省による「売上」と「仕入れ」を用いた税額計算のしくみに関する説明では、消費税を事業者の段階で分けて課税するものとしており、税額計算のしくみは「多段階課税」となります。「売上」と「仕入れ」の差額を

「付加価値」ととらえることができますので、税額計算のしくみから判断すると、日本の消費税は「付加価値税」であるということができます。

本来、消費者の「消費」に税の負担を求めるのであれば、消費者と取引をする事業者だけに申告納税を行ってもらう「単段階課税」とするのが合理的で問題も生じないしくみであるはずです。それにも関わらず、国が「多段階課税」のしくみをとることにしたのは、消費者だけでなく事業者にも税を負担させようとしたためだと考えられます。

事業者は、自らが支払った消費税の全額を控除することができるなら消費税の全額を消費者が負担することになりますが、自ら支払った消費税の一部を控除することができなかつたら、その控除することができなかつた額は、事業者の負担となります。つまり事業者が税を転嫁できた額は間接税となりますが、転嫁できなかつた額は事業者自らが負担する直接税となります。

例えば。事業者が1,000円（税込み）で仕入れた品物を1,200円（税込み）で販売した場合、この事業者が負担する消費税は、 $18\text{円} (1,200\text{円} \div 110\%) - 1,000\text{円} \div 110\% \times 10\% = 18\text{円}$ となります。転嫁できなかつた18円の消費税は事業者の負担となります。これは事業者が生み出した付加価値額180円（ $1,200\text{円} \div 110\% - 1,000\text{円} \div 110\%$ ）に対して税率10%の直接税がかけられたのと同じです。

## 消費税相当額は税ではなく対価の一部

東京地裁判決（平成2.3.26）は、「消費者の負担する消費税分は、その本質が対価に過ぎない」と判示しました。すなわち、消費者の負担している消費税相当額は税ではなく対価の一部にすぎず、その売上の中から事業者が消費税を納付しているだけであり、事業者が国に代わって消費者から税を預かり、それを国に納付しているという法的構造になっているわけではないということです。

例えば、コンビニで1,000円の買い物をして1,100円支払った場合、100円は消費税として支払ったわけではなく単に1,100円の買い物をしたに過ぎないことをこの判決は示したのです。そしてこのような消費者の誤解を解消するためもあって、総額表示が義務付けられたわけです。その当時の国税庁は、消費税の滞納対策として、消費税を「預り金的性格」といっていましたが、この「預り金的性格」という表現もやめました。

「消費税分は、その本質が対価（価格）」というのですから、税を価格に上乗せするのではなく、あくまでも価格の上乗せなのです。したがって、税の転嫁の有無を根拠に消費税の性格論を論ずることには問題があります。

## 消費税は、人件費にも課税する第2法人税

消費税は、一般的には付加価値税の一種として各専門書には分類されています。付加価値を（経常利益+人件費+金融費用+租税公課+減価償却費）でとらえると、経常利益のマイナスが大きくなれば、担税力の裏付けを持たない税金を徴収することになります。手元にお金が残らないのに税金を払わなければならないということです。消費税は、人件費に課税することで赤字企業にも税負担を求める第2法人税なのです。これが、消費税の滞納件数割合が高い原因になっていると推察されます。

## 消費税は雇用破壊税

消費税は雇用を破壊する性質も有しています。企業は、正社員を減らし、必要な労働力を派遣や請負などに置き換えれば、それらの経費は、消費税の「仕入れ税額控除」の対象となるため、消費税の課税対象額（付加価値額）が減少し、納める消費税納付額が少なくなります。実際に、5%に

消費税率が引き上げられた1997年以降、それに呼応するかのように、労働分野の規制緩和が進み、派遣労働者や非正規労働者が増大しています。

### 輸出業者には多額の消費税を還付

さらに問題なのは、輸出企業には輸出免税制度があり消費税が還付されることです。財務省によれば、この輸出免税制度はOECDのガイドラインに規定されているとした上で、「国際ルールに従っており、制度に問題はない」と言っています。ただし、これは消費税を間接税とした場合の話です。間接税であれば、輸出価格には仕入れにかかる消費税額が転嫁されていないとみなされ、消費税相当額の還付が正当化できます。しかし、輸出価格を東京地裁判決のいう対価（価格）として考えるとどうなるでしょうか。輸出免税相当額を輸出価格に上乗せされていないとして返金していることになり、その実態は仕入価格に対する補助金だといえます。輸出企業が、仕入れにかかる消費税額を輸出価格に上乗せ（転嫁）できているのであれば、輸出企業はその上乗せ額をまるまる得することになります。あくまで輸出価格の一部なので、実質的にどれくらいの額が上乗せされているのか測定することはできないのです。

消費税が付加価値税であれば、輸出企業も付加価値を生み出しているわけですから、付加価値税をかけるべきなのですが、輸出企業には付加価値税が免除されることになります。財務省は、消費税は間接税であると主張することによって、この実態（矛盾）を覆い隠そうとしているのではないかと疑わざるをえません。

輸出還付金は、2013年度決算期（消費税率5%）で、金額1位のトヨタ自動車で年間約1,800億円、上位20社の合計額がおよそ1兆円になると試算されています。2012年度の輸出企業還付金の合計額は3兆2,000億円に上っています。消費税率が10%に引き上げられた現在、単純計算で、輸出還付金は5%のときの倍になっていると考えられます。消費税総額の3割程度は、輸出企業への還付金に使われているのです。

経団連などの財界は、消費税の税率を将来20%

にまで引き上げるべきと提言していますが、その理由の一つがこうした輸出大企業に対する還付金にあることは明らかです。

### ただちに消費税率の引き下げを

以上、述べてきたように、消費税は低所得者や弱い立場の中小企業には過大な負担を強いる一方、輸出大企業を優遇する究極の不公平税制だということができます。このような悪税は廃止すべきですが、国民の暮らし、中小企業の経営を守るために、すぐにでも税率を引き下げる必要があります。

### 地方自治体における消費税

消費税は、国税部分と地方税部分に分かれています。地方税部分を地方消費税といいます。地方消費税が適用されたのは1997年に消費税が3%から5%に引き上げられたときです。2014年に消費税は8%に引き上げられましたが、このうち、6.3%が国税部分、1.7%が地方税部分です。2019年に消費税が10%に引き上げられると、国税部分と地方税部分はそれぞれ7.8%、2.2%になりました。事業者が消費税を納付するときは、国税部分と地方税部分をまとめて同じ申告書で申告します。国は納付があった月の翌々月末日までに、地方消費税を都道府県に払い込みます。各都道府県に払い込まれる地方消費税は、都道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、清算されます。都道府県に払い込まれた消費税額の2分の1相当額は、人口及び従業者数に応じて各区市町村に交付されます。

熊本県に払い込まれた年度別の消費税額及び県下市町村に交付された消費税の合計額は（表1）のとおりです。地方消費税率が1%であった2013年度の地方消費税額は33,323百万円でしたが、地方消費税率が2.2%となった2020年度の地方消費税額は67,775百万円に増えています。

国から地方に交付される地方交付税の財源は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額と決められています。2019年度から消費税率が10%となり、国税部分7.8%のうちの地方交付税分は、1.52%（7.8%×19.

（表1）

単位：百万円

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
地方消費税(歳入)	33,323	38,763	65,870	53,171	62,213	61,657	59,899	67,775
地方消費税(県分)	16,218	18,042	31,175	21,977	29,388	27,744	28,278	29,222
地方消費税交付金	17,106	20,722	34,695	31,194	32,824	33,913	31,621	38,552

5%)となります。地方消費税2.2%と合わせると3.72%が地方に配分される消費税率になります。

政府は、毎年度「地方財政計画」を策定し、翌年度の地方財政全体の收支見通しを示します。その中で、財源不足が見込まれる場合は、不足額を補填するため、国の一般会計からの加算措置と臨時財政対策債の発行（地方自治体）が折半で行われます（折半ルール）。歳出総額の見込みが変わらなければ、地方消費税や消費税の交付税法定率分が増えても、単に財源不足分が減少するだけとなり、結果的に国の財政を補填することになります。実際に熊本県の財政（表2及びグラフ1）を見ると、地方消費税額（県分）の増加に伴い、臨時財政対策債が減らされており、県の財源総額は

増えていないことがわかります。

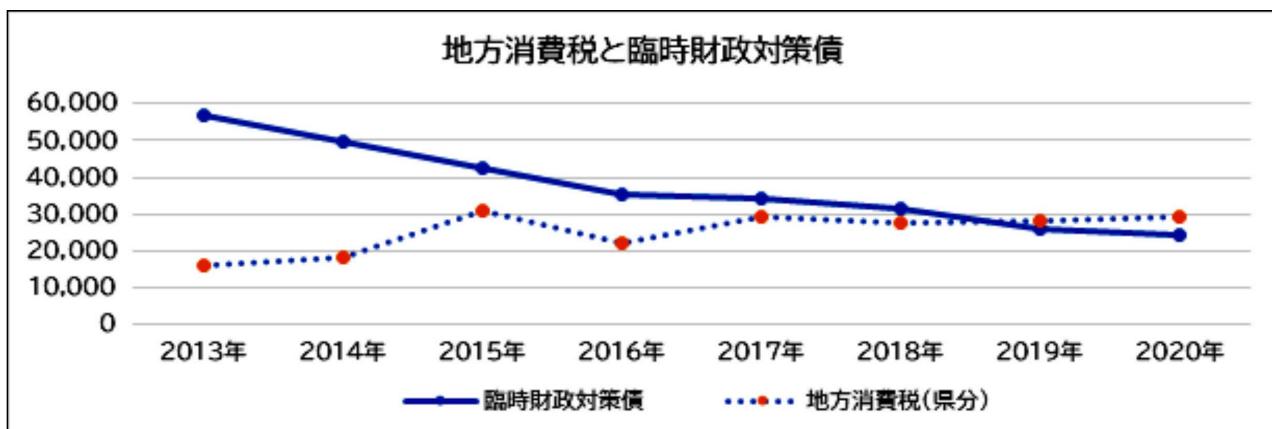
地方自治体の基準財政需要額は、「単位費用×測定単位×補正係数」で算定されますが、測定単位と単位費用の額は毎年度の地方交付税法改正で決められ、単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として算定されることになっています。消費税率が引き上げられた際には、その影響による単位費用の増加も加味されますが、人口減少による影響や起債償還に係る公債費算入額が年々減少すること等により、地方自治体の基準財政需要額は減少傾向で推移しています。

(表2)

単位：百万円

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
臨時財政対策債	56,910	49,387	42,456	35,605	34,347	31,373	25,896	24,120
地方消費税(県分)	16,218	18,042	31,175	21,977	29,388	27,744	28,278	29,222

(グラフ1)



## 読者のひろば



### 医療の現場から 熊本県民主医療機関連合会 川上 和美

新型コロナウイルス感染症は3年が経過する今もなお、感染拡大の波を繰り返しています。第7波では、私たちの想像以上の猛威を振るい、医療や介護現場は最大規模のひっ迫状態となりました。熊本県内の医療機関や介護事業所でも、内部での感染者や濃厚接触者で出勤できない職員が後を絶たず診療や事業を縮小せざる得ない状況が発生、医療提供体制は崩壊し、救急医療などにも多大な影響を及ぼしました。転院することも、入院することもできず、その場に患者

さんや利用者さんが留め置かれる状況に心を痛めながらも、限られた環境で必死に対応、発熱や検査に対する電話が鳴りやまず休日返上で対応した職員も少なくありません。わたしたちは「いつになれば・・どこまでやれば・・」と終わりの見えないなか、緊張や不安を抱いたまま、たくさんの我慢もし、過酷な勤務状況に疲弊し、心折れそうになりながらも、それでも、いのちを守る専門職として必死に奮闘してきました。

なんの対策も講じず国民のいのちをないがしろにする政治を決して許すことはできません。私たちは、どんな困難な状況でも「まずみる、何とかする、援助する」を心に、「命」そして「憲法」を守りぬいていきます。

# コラム 肥後の散歩道

北岡 秀郎

## (第12回) 「早期発見」「早期治療」はどこへ

「早期発見」「早期治療」は何の疾病についても普遍的な原則として医療界は常に国民に呼びかけてきた。いわば常識であった。

こと新型コロナに関しては逆だ。政府は、医療の過重な負担を減らすために「病院に行くな」という。「自分で検査して自宅に居る」ことが重要だと。入院できずに自宅や施設で死亡者が続出しているというのに。救急車は来たけど行先の病院がないというのに。

そもそもなぜそんな事態が引き起こされたのか。政府の対策がほとんどなされなかつたことにある。むしろ逆だった。GO-TOトラベルを頂点に。

こんな事態になっても政府は公立・公的病院の統廃合、医学部の定数削減等の方針を変えない。負担を押し付けられた医療機関への補償もほとんどないままだ。最悪の時期に自衛隊の医官・看護官を十数人しかも短期間派遣して何か解決するとでもいうのか?。自衛隊のワクチン接種会場を作ったら事態が改善したか?。

日本の、人口当たり医療者数は、イタリアやアメリカにはるかに及ばないという。これでは医療崩壊するのは当然の成り行きだろう。我々は身近で、入院が必要な患者が入院できない事態を多数見続けてきた。

国民は声を上げるべきだ。コロナの中で自粛以外何もできないという罠に落ちるな。マスコミもそこを突け。

## 第4回「子どもリスペクト研究会」

- 9月17日（土）午後1時半～4時半
- 福岡市東区の「なみきスクエア」を会場に、オンライン併用（ハイブリッド）で開催
- 内容  
「子どもリスペクト運動とは何か」（山下雅彦氏・東海大学名誉教授）の講演をもとに、みんなで議論・交流します。
- 参加費無料  
※参加希望の方は、リアルかオンラインかも合わせて研究所事務局までご連絡ください。ZOOMのミーティングID等をお伝えします。

## 第26回清流川辺川現地調査 テーマ：支流災害と森林保全

- <現地調査>
- 9月3日（土）午後1時～6時
  - 集合場所：外山胃腸病院第2駐車場
  - 参加費 2,000円
- <集会>
- 9月4日（日）午前9時30分～12時
  - 場所：相良村総合体育館研修室
  - 資料代1,000円
  - 主催 川辺川現地調査実行委員会

## 《注目の書籍紹介》 集権型システムと自治体財政 「分権改革」から「地方創生」へ

川瀬 恵子（著）  
自治体研究社刊 ￥2,750（税込）



交付金事業と地方交付税に焦点を当てながら、国が進める集権型システムによる集約型国土再編の政策展開により、地方財政や地方自治にいかなる影響を及ぼしたのか、実例を示して論じる。

## 編集後記

国葬問題、毎日新聞世論調査「反対」53%をはじめマスコミ各社で反対が圧倒的、その背景には旧統一教会との関係性が。渦中の自民党茂木幹事長の言「国民から『いかがなものか』という指摘があるとは認識していない」が空々しい。（F）